

株主各位

東京都中央区京橋一丁目1番1号

ラサ工業株式会社

取締役社長 庄 司 宇 秀

第151期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第151期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示頂き、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付頂きたく、特にお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都中央区京橋一丁目1番1号
八重洲ダイビル（東京駅八重洲口）9階当社会議室
（末尾の「株主総会会場案内」をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第151期（自2018年4月1日至2019年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第151期（自2018年4月1日至2019年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

1. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.rasa.co.jp/ir/ir.html>)に掲載させていただきます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、本招集ご通知は、当日会場までご持参くださいますようお願い申しあげます。
3. 代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。
4. 株主総会にご出席くださる株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

(添付書類)

事業報告

(自 2018年4月1日
至 2019年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策が効を奏したことから、堅調な企業業績と、雇用、所得環境の改善に支えられ、総じて回復基調で推移しました。しかしながら、年明け以降、米中貿易摩擦の影響が顕在化したことや、中国、新興国経済の成長鈍化、半導体業界における在庫調整など、景気の先行きは減速懸念が高まっております。

このような環境のなかで、当社グループは2018年度を初年度とする3カ年の新中期経営計画を策定し、「事業基盤の更なる安定と強化」を目指すことを基本方針として、収益力の向上、持続的成長に向けた新規事業の育成、財務体質の更なる強化に努め、業績の向上と収益の確保に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、309億99百万円と前期比13.0%の増収となりました。営業利益は、25億73百万円と前期比9.4%の減益となり、経常利益は、26億18百万円と前期比3.7%の減益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、22億74百万円と前期比1.0%の増益となりました。

化成品事業

燐酸などの燐系製品につきましては、一般品及び二次塩類等については、購入品販売が大幅に伸張したことなどから増収となりました。電子工業向け高純度品は、期中を通じて概ね拡大基調で推移し、償却コスト増はあるものの、増産効果も相まって大幅な増収となりました。

凝集剤関連製品につきましては、水処理向けは、出荷数量増に加え、販売単価の回復基調が続いたことから増収となり、また、エッチング用途向けは、期後半に在庫調整等はあったものの、関連業界が好調に推移し、大幅な増収となりました。

コンデンサー向け原料は、需要の拡大と設備増強により大幅な増収となりました。消臭剤は、若干の増収となりました。

機械事業

破砕関連機械につきましては、本体販売が低調裡に推移したものの、部品販売は期末にかけて回復し横這いの結果となりました。プラント販売は、除染関連の大型物件が寄与し大きく伸張しました。鋳鋼品の販売は、若干の減収となりました。

下水道関連の掘進機の本体販売は、アジア向け輸出が堅調に推移し増収とな

りましたが、受注環境の激化により利益面では苦戦しております。レンタル物件については、国内需要の縮減のなか低迷が続き、大幅な減収となりました。

精密機械加工は、産業用装置向けが好調に推移しており、大幅な増収となりました。

電子材料事業

化合物半導体向け高純度無機素材につきましては、ガリウムが販売単価の回復と、顧客需要の増加により増収となりましたが、インジウムは、販売単価の改善はあったものの、出荷数量が落ち込み減収となりました。赤燐、高純度酸化ホウ素は、輸出が堅調に推移し増収となりました。タッチパネル等に用いられる塗布剤も増収となりました。

加えて、原子力発電所におけるシビアアクシデント対策向けの放射性ヨウ素吸着剤の販売が寄与し、大幅な増収増益となりました。

その他の事業

石油精製用触媒の再生事業は、昨年度の特需要因が減少したことから、減収となりました。不動産の賃貸は、ほぼ前年並みで推移いたしました。

事業別	売上高（百万円）	前連結会計年度比（%）
化成品事業	22,127	13.7
機械事業	5,441	6.6
電子材料事業	2,234	36.1
その他の事業	1,196	△2.0
合計	30,999	13.0

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は31億77百万円で、化成品事業における大阪工場の底地の取得や、燐系製品をはじめとする増産投資のほか、既存設備の維持・合理化投資を主とするものです。

(3) 資金調達の状況

当社グループの当連結会計年度における資金調達は、銀行借入を主としており、社債もしくは新株の発行等を行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済見通しといたしましては、米中貿易摩擦の長期化、英国のEU離脱問題などの地政学リスクの顕在化、半導体・電子部品市況の悪化、消費税引き上げの影響懸念など、景気は当面、力強さを欠くものと思われま

す。このような環境のなかで、当社グループといたしましては、引き続き、「事業基盤の更なる安定と強化」を柱とする中期経営計画を達成すべく、業績の向上・収益の確保に取り組んでまいります。また、部門別の来期の目標といたしましては、次に掲げる事項に取り組んでまいります。

- 化成事業
 - ・ 燐系製品のマーケットシェアの安定化
 - ・ 燐系製品の海外生産拠点との連携強化
 - ・ 燐系二次製品の拡販
 - ・ コンデンサー向け原料の増産体制整備

- 機械事業
 - ・ 中間貯蔵施設、除染関連工事への営業活動の積極展開
 - ・ 海外販売網との関係強化による掘進機輸出の拡大と、建設機械の新規開拓
 - ・ バイオマス関連分野への微粉体関連機械の販売強化
 - ・ 精密機械加工の半導体・有機EL分野への受注拡大

- 電子材料事業
 - ・ 放射性ヨウ素吸着剤の販売の実現
 - ・ 化合物半導体向けガリウム、インジウムの販売単価は正による損益改善
 - ・ 液晶向け塗布剤の新規顧客の開拓、拡販

- その他の事業
 - ・ 石油精製用触媒再生事業の安定操業と顧客情報の把握による再生需要に対する的確な対応
 - ・ 不動産事業における資産の有効活用の推進

研究開発分野では、燐系二次製品の商品ラインアップの拡充や、バイオマス関連向け機械装置の市場開拓、既存商品の高機能化に取り組んでまいります。また、当社製品のリサイクルに関連した商品開発にも重点を置き、地球資源の有効利用と環境負荷の低減を推進する企業として存続していきたいと考えております。管理面では、自己資本及びコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、採用活動の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
売 上 高 (百万円)	24,597	23,283	27,427	30,999
経 常 利 益 (百万円)	1,226	1,342	2,718	2,618
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	662	1,726	2,251	2,274
1株当たり当期純利益(円)	83.62	217.71	283.99	287.00
純 資 産 (百万円)	8,727	10,780	13,007	14,746
総 資 産 (百万円)	28,452	31,280	36,280	38,619

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益を期中平均の発行済株式の総数（自己株式を控除）で除して算出しております。
2. 当連結会計年度期首より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を適用しております。このため、2016年3月期から2018年3月期までの数値は、当連結会計年度の区分に修正した数値となっております。
3. 2017年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、2016年3月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ①親会社の状況
該当事項はありません。
- ②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ラサ晃栄株式会社	49 百万円	100 %	化学工業薬品の製造販売
理盛精密科技股份有限公司	200百万台湾元	97.5 %	化学工業薬品の製造販売

(7) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

事 業	主要製品及び事業内容
化 成 品 事 業	磷酸、無水磷酸、塩酸、水処理用凝集剤、エッチング用高機能薬剤、アルミ用表面処理剤、高純度磷酸塩類、その他磷酸二次塩類、消臭剤、抗菌剤、各種コンデンサー向け原料
機 械 事 業	クラッシャー、スクリーン、粉碎機、砕石プラント、製砂プラント、排水処理プラント、掘進機、リサイクルプラザ、鋳鋼、精密機械加工、特殊スクリーン
電子材料事業	高純度無機素材、レジスト剥離剤、塗布剤、放射性ヨウ素吸着剤
その他の事業	石油精製用触媒再生、不動産の賃貸

(8) 主要な営業所及び工場 (2019年 3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社	東京都中央区
東北営業所	宮城県大崎市
大阪営業所	大阪府大阪市北区、淀川区
福岡営業所	福岡県筑後市
宮古事業所	岩手県宮古市

名称	所在地
宮古工場	岩手県宮古市
三本木工場	宮城県大崎市
伊勢崎工場	群馬県伊勢崎市
野田工場	千葉県野田市
大阪工場	大阪府大阪市大正区
羽犬塚工場	福岡県筑後市
東北整備所	宮城県岩沼市

② 子会社

ラサ晃栄株式会社	本社	東京都千代田区
	工場	埼玉県草加市
ラサスティール株式会社	本社・工場	福岡県筑後市
理盛精密科技股份有限公司	本社・工場	台中市〔中華民国(台湾)〕

(9) 従業員の状況 (2019年 3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減数
567名	10名増

(注) 従業員数には、常勤嘱託者を含み、出向者、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2019年 3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	4,171
株式会社三菱UFJ銀行	3,455
農林中央金庫	1,947

2. 会社の株式に関する事項 (2019年 3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,944,203株 (自己株式18,227株を含む。)
- (3) 株主数 11,279名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	744	9.38
ラサ工業取引先持株会	335	4.23
株式会社みずほ銀行	250	3.16
榊原 三郎	238	3.00
株式会社三菱UFJ銀行	200	2.52
朝日生命保険相互会社	200	2.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	165	2.08
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	156	1.97
農林中央金庫	150	1.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	136	1.72

- (注) 1. 持株比率は自己株式(18,227株)を控除して計算しております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
庄 司 宇 秀	代表取締役社長	
永 戸 正 規	代表取締役常務経理部長	ラサスティール株式会社代表取締役社長
安 西 司	常務取締役化成成品事業部担当	理盛精密科技股份有限公司董事長
坂 尾 耕 作	取締役電子材料事業部長、 NCRI営業部・研究開発担当	
勝 本 宏	取締役機械事業部長兼営業部長	
望 月 哲 夫	取締役経営企画室長、IR担当	
仲 裕 路	取締役総務部長	
山 下 雅 之	取締役	株式会社インフォテックノ朝日代表取締役社長
中 澤 登	取締役	
後 藤 秀 二	常勤監査役	
山 下 裕 二	常勤監査役	
梶 村 政 博	監査役	

- (注)1. 取締役山下雅之氏、取締役中澤登氏は社外取締役であります。
2. 常勤監査役後藤秀二氏、常勤監査役山下裕二氏及び監査役梶村政博氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役山下雅之氏、取締役中澤登氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 常勤監査役後藤秀二氏は、金融機関において要職を歴任し、特に業務監査部門での豊富な専門知識と経験を有するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 常勤監査役山下裕二氏は、金融機関において要職を歴任し、また過去に他社において監査役に就任し、豊富な専門知識と経験を有するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役梶村政博氏は、金融機関において要職を歴任し、また過去に他社において監査役に就任し、豊富な専門知識と経験を有するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

7. 当事業年度中に以下の取締役の地位・担当等の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
安西 司	常務取締役化成成品事業部担当	取締役化成成品事業部長	2018年6月28日
坂尾 耕作	取締役電子材料事業部長、NCRI営業部・研究開発担当	取締役電子材料事業部長兼営業部長、NCRI営業部・研究開発担当	2018年10月1日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額（百万円）
取締役 (内社外取締役)	9名 (2名)	93 (6)
監査役 (内社外監査役)	3名 (3名)	33 (33)
合計 (内社外役員)	12名 (5名)	126 (40)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当社は、現在役員報酬の削減を実施しております。

(3) 社外役員に関する事項

①取締役

山下雅之

- ア. 他の法人等の業務執行者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
株式会社インフォテック朝日代表取締役社長であります。
当社と同社との間に特別の利害関係はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員との重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況
取締役会への出席状況及び発言状況
当事業年度開催の取締役会9回のうち8回に出席し、議案・審議等に関して必要な発言を適宜行っております。
- オ. 当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

中澤 登

- ア. 他の法人等の業務執行者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員との重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況
取締役会への出席状況及び発言状況
就任後に開催の取締役会6回のうち5回に出席し、議案・審議等に関して必要な発言を適宜行っております。
- オ. 当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

②監査役

後藤秀二

- ア. 他の法人等の業務執行者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員との重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況
 - (ア) 取締役会への出席状況及び発言状況
当事業年度開催の取締役会9回の全てに出席し、議案・審議等に関して必要な発言を適宜行っております。
 - (イ) 監査役会への出席状況及び発言状況
当事業年度開催の監査役会10回の全てに出席し、議案・審議等に関して必要な発言を適宜行っております。
- オ. 当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

山下裕二

- ア. 他の法人等の業務執行者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員との重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況
 - (ア) 取締役会への出席状況及び発言状況
当事業年度開催の取締役会9回の全てに出席し、議案・審議等に関して必要な発言を適宜行っております。

- して必要な発言を適宜行っております。
- (イ) 監査役会への出席状況及び発言状況
当事業年度開催の監査役会10回の全てに出席し、議案・審議等に関して必要な発言を適宜行っております。
- オ、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

梶村政博

- ア、他の法人等の業務執行者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- イ、他の法人等の社外役員との重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ウ、主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- エ、当事業年度における主な活動状況
- (ア) 取締役会への出席状況及び発言状況
当事業年度開催の取締役会9回の全てに出席し、議案・審議等に関して必要な発言を適宜行っております。
- (イ) 監査役会への出席状況及び発言状況
当事業年度開催の監査役会10回の全てに出席し、議案・審議等に関して必要な発言を適宜行っております。
- オ、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

- (注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 38百万円
- ②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 38百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額はこれらの合計額で記載しております。
- 2.当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項の同意をしております。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である理盛精密科技股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が職務の遂行を適正に行うことが困難と認められる場合、その他必要があると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定することといたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任を検討いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 当社及び当社子会社(以下当社グループという)の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループは、役職員に対しコンプライアンス行動基準を定め、法令、社内規則、善良なる社会慣行などを誠実に遵守するとともに、ステークホルダーの基本的権利を尊重し、倫理観と良識を持って事業活動を行い、社会的信頼の向上をはかっていく。また、企業倫理規程、個人情報保護基本規程、内部情報管理及び内部者取引規制に関する規程などに従った法令遵守に基づく適法経営を推進する。

② 当社は、社長以下役付取締役等で構成される「コンプライアンス委員会」を設置しており、法令遵守の監視機能を担保するため、監査役出席のもと開催することとしている。この具体的な仕組みとしては、当社グループの役職員が会社の業務に関して、法令諸規則及び企業倫理規程に抵触するおそれがあると判断したときは、地区毎に定めている法令遵守管理者や、社外に設置している相談窓口である弁護士事務所に直接相談などを行うことができるものとしている。これらの窓口からの通報が、当社に重大な影響を及ぼす懸念のあるコンプライアンス上の問題である場合、コンプライアンス委員会を開催し、その調査並びに社外公表、再発防止策につき審議し、具体的な措置を速やかに行い社会的信頼の回復に対処することになっている。

③ 当社は、内部監査の職務を執行するための組織として、社長直属の内部監査室を設置している。内部監査室は、各事業部門並びに管理部門及び主要な子会社の職務の執行が法令及び定款に適合し、有効かつ効率的に行われることにつき定期的に内部監査を実施し、その結果に提言事項などがあったときはフォローアップ監査を行う。また、財務報告の正確性を確保するための体制の監視を行うシステムを構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他重要な会議における業務の執行の状況を記録した文書及び財務情報などの重要な文書については、文書管理規程等に基づき保管する。取締役及び監査役は、これらの文書などを常時閲覧できるものとしている。

(3) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社の子会社の役職員から、当社子会社の取締役等の職務の執行

について、関係会社方針検討会議や関係会社予算会議などにより、定期的及び必要に応じて報告を受ける体制を構築している。

(4) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社の損失の危険の管理に関しては、稟議規程、経理規程、与信管理規程に従うほか、社内分社制度を採用している事業部門毎に、夫々の取引先の業態・業績などを勘案の上、個々の取引の決裁をしている。また、当社の事業に関するリスクについては、取締役会、経営会議、業務検討会などの会議を定期的及び必要に応じて開催し検討する。今後リスク管理体制を強化する観点から、付議基準・決裁基準などについては会社を取り巻く情勢などを勘案しながら常時整備・見直しを進めることとする。
- ②当社子会社に関するリスクについては、当社の役職員を子会社の役員に就任させることにより、取締役会などの会議への出席を通じて情報の収集・管理を行っている。
- ③当社の内部監査室が全社を俯瞰する立場で、管理部門、事業部門及び主要な子会社のリスク管理の状況をチェックし、社長から取締役会に報告することとしている。なお、将来において新たな重大なリスクが発生し、取締役会が対応を必要と判断する場合には、社長が速やかに対応責任者を定め、事態の解決をはかることにしている。

(5) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、社内分社制度を採用しており、各社内分社にそれぞれ権限を委譲するとともに、収益責任を分担させている。これにより意思決定の迅速化・専門性の強化をはかりビジネスチャンスに対応するとともに、社内分社による組織の細分化が、個々の社員間の意思疎通を円滑にすることに繋がり、監視機能の充実をはかっている。
- ②当社は、社内分社組織を統括し、経営全般に亘る業務効率、経営資源の投入の最適化をはかるため、取締役会において重要事項の決定、業務執行状況の監督を行うほか、全社的観点から各種会議体を通じて、予算の決定、月別の決算状況の把握、方針の検討、対策の実行を行っている。
- ③子会社においては、子会社の取締役会、予算会議にて経営効率の最適化をはかり、当社との定期的な協議などを通じて、当社との連携をはかっている。

(6) 会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社の連結対象子会社に関しては、当社役付取締役及び経営企画室を担当する取締役と、連結対象子会社の取締役との間で、関係会社方針検討会議を定期的に持つほか、リスク顕在化のおそれのある事態が生じた場合はその都度設けている。また、関係会社予算会議により年度事業計画を管理するとともに、各連結対象子会社の取締役に、当社取締役もしくは主要職員を選任することで、会社経営の主要な情報を入手し、必要に応じ判断を行っている。
- ②管理部門により、連結対象子会社の経営に関する主要な諸情報を定期的に収集するとともに、損益状況の把握を行っている。これらの資料に基づき、

内部監査室は重要な業務プロセスが適正に行われたかどうかにつき監査することになっている。

- ③経営企画室を中心として、連結対象子会社に関してのコンプライアンス体制を整備するための諸施策を進めている。
- ④当社及び連結対象子会社の取締役は適正な財務報告書を作成することが極めて重要であることを認識し、この適正性を確保するため、作成過程において虚偽記載並びに誤謬等が発生しないよう実効性のある内部統制を構築する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、常勤監査役と人事担当役員が、監査役を補助する専属の使用人についての必要性につき年一回協議を行っている。この専属の使用人を置いた場合の指揮命令権限は監査役及び監査役会が有し、人事異動並びに社内規程に準拠した懲戒を行う必要が生じたときは、事前に監査役会の同意を得て行うものとしている。

また、監査役が職務の補助を必要とする場合、管理部門の職員に監査業務に必要な事項を命ずることができるものとしている。

(8) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役への報告を理由とした不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①監査役は、法令で定められた取締役会に出席するほか、常勤監査役は、経営幹部会、月次報告会、予算会議などの重要な会議に出席するとともに、社長による決裁がなされた稟議書その他重要な報告書の全てが、直ちに回覧されることにより、重要な業務執行が報告される体制を整えている。

②当社グループは、法令、定款等に違反する行為や、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実などを当社グループの役職員が発見した場合、直接又はこれらの者から報告を受けた者が監査役にも報告することとする。

③監査役は、当社に重大な影響を及ぼす懸念のあるコンプライアンス上の問題が生じた場合、コンプライアンス委員会への出席を通じて事態の概要及び基本的な対処方針についての情報を入手することができる。

④当社は、当社及び当社グループの役職員が、当社監査役に対して情報提供をしたことを理由として、不利な取扱いを行わないものとしている。

(9) その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社の監査役会は、業務執行を行っている社長以下管理部門・事業部門及び監査部門の担当取締役並びに主要な職員に対し、監査計画に基づく個別のヒアリングを定期的を実施するとともに、コンプライアンス上の問題が生じる懸念のある事項が生じた場合については、随時関連する役職員に適宜ヒアリングを行うこととしている。また、定期的及び必要に応じて会計監査人との間で意見の交換を行っている。

②監査にかかる諸費用については、監査役の要請に基づき毎年予算措置を行うものとする。また、職務の執行にかかる費用等を請求された場合、速や

かに応じるものとしている。

(10) 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、ラサ工業コンプライアンス行動基準及び企業倫理規程に基づき、健全なる市民生活や社内秩序の安全に脅威をもたらす反社会的勢力・団体とは、警察、弁護士などの外部専門機関との密接な連携のもと会社全組織をあげて妥協することなく一切の関係を遮断するとともに、利益提供など不当な要求には一切応じないものとする。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

当社は、当事業年度においてコンプライアンス委員会を4回開催し、法令遵守に関する事項の報告、法令遵守体制の整備、コンプライアンス・プログラムの策定等を行っている。

当社は、役職員に対して定期的に法令の遵守に関する教育研修等を行っている。当事業年度は下請法及び独占禁止法を対象として実施しており、引き続きコンプライアンスの強化に取り組んでいる。

② リスク管理体制並びにグループ管理体制

当社は、当事業年度において取締役会9回、経営会議8回の開催等により、当社の事業に関する業務全般にわたる検討を通じて、リスク管理を行っている。また、「関係会社管理規程」に基づき子会社の管理を行っており、連結対象子会社に関しては、関係会社予算会議2回、関係会社方針検討会議1回の開催のほか、適宜の情報収集・管理を行っている。

③ 取締役の職務執行

当社の取締役会は、取締役9名で構成し、監査役出席の上で、当事業年度においては9回開催し、重要な意思決定と取締役の職務の執行の監督を行っている。また、ガバナンス体制の向上をはかり、公正且つ客観的な経営監視機能を確保するために、社外取締役2名を選任している。

④ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

当社は、監査役が定期的及び随時に実施する取締役及び使用人（子会社の取締役・監査役・使用人を含む）に対する個別ヒアリング、並びに定期的に実施する社長以下各取締役及び各部門責任者との意見交換につき、全面的に協力している。

また、監査役及び子会社監査役・会計監査人・内部監査部門との三様監査体制を通じて、監査役監査が実効的に行われるよう適正に対応している。

なお、当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当該使用人を置くことができることとしているが、常勤監査役と人事担当役員の協議の結果、当事業年度は置いていない。

.....
(注) 事業報告中の記載金額及び株式数は、単位未満切り捨て表示となっております。

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	18,019	流 動 負 債	13,649
現 金 及 び 預 金	5,333	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,121
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	8,625	短 期 借 入 金	6,542
商 品 及 び 製 品	1,487	未 払 法 人 税 等	270
仕 掛 品	1,265	賞 与 引 当 金	364
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,000	そ の 他	2,351
そ の 他	306		
貸 倒 引 当 金	△ 0		
固 定 資 産	20,599	固 定 負 債	10,222
有 形 固 定 資 産	17,176	長 期 借 入 金	6,850
建 物 及 び 構 築 物	4,574	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,048
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	5,015	環 境 対 策 引 当 金	19
工 具、器 具 及 び 備 品	520	そ の 他	305
土 地	6,971		
リ ー ス 資 産	30		
建 設 仮 勘 定	63		
無 形 固 定 資 産	36	負 債 合 計	23,872
		純 資 産 の 部	
投 資 其 他 の 資 産	3,387	株 主 資 本	14,999
投 資 有 価 証 券	1,736	資 本 金	8,443
繰 延 税 金 資 産	1,153	利 益 剰 余 金	6,598
そ の 他	508	自 己 株 式	△ 42
貸 倒 引 当 金	△ 11	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△ 298
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	40
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2
		為 替 換 算 調 整 勘 定	40
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 382
		非 支 配 株 主 持 分	45
		純 資 産 合 計	14,746
資 産 合 計	38,619	負 債 純 資 産 合 計	38,619

連結損益計算書

(自 2018年 4 月 1 日
至 2019年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		30,999
売 上 原 価		24,100
売 上 総 利 益		6,899
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,325
営 業 利 益		2,573
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
受 取 配 当 金	34	
受 取 地 代 家 賃	35	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	264	
損 害 賠 償 引 当 金 戻 入	46	
そ の 他	73	458
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	194	
休 止 鉱 山 鉱 害 対 策 費 用	88	
固 定 資 産 除 却 損	60	
そ の 他	70	413
経 常 利 益		2,618
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	16	16
特 別 損 失		
減 損 損 失	13	13
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,620
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		399
法 人 税 等 調 整 額		△ 62
当 期 純 利 益		2,283
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		8
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,274

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年 4月 1日
至 2019年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当期首残高	8,443	0	4,640	△ 41	13,042
当期変動額					
剰余金の配当			△ 317		△ 317
親会社株主に帰属する当期純利益			2,274		2,274
自己株式の取得				△ 1	△ 1
自己株式の処分		△ 0	△ 0	0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	△ 0	1,957	△ 1	1,956
当期末残高	8,443	-	6,598	△ 42	14,999

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	85	△ 2	160	△ 323	△ 80	44	13,007
当期変動額							
剰余金の配当							△ 317
親会社株主に帰属する当期純利益							2,274
自己株式の取得							△ 1
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 44	5	△ 119	△ 59	△ 218	1	△ 217
当期変動額合計	△ 44	5	△ 119	△ 59	△ 218	1	1,739
当期末残高	40	2	40	△ 382	△ 298	45	14,746

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……………3社

連結子会社はラサ見栄株、ラサスチール㈱及び理盛精密科技股份有限公司であります。

(2) 非連結子会社

非連結子会社は、㈱ラサプロテクトであります。

なお、非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数……………2社

持分法を適用した関連会社はミテジマ化学㈱及びSoulbrainRASA Co.Ltdであります。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(㈱ラサプロテクト)及び関連会社(㈱関西塩酸センター他)は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、理盛精密科技股份有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたって、上記会社については、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ……………時価法

ハ. たな卸資産

製品・商品・仕掛品……………移動平均法による原価法

（ただし、機械事業に関するものは主として個別原価法。なお貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料・貯蔵品……………移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

ただし、当社の宮古工場触媒再生設備等及び一部の連結子会社（建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は除く）は定率法であります。

また、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物……………8～45年

機械装置及び運搬具……………6～12年

ロ、無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

ハ、リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

イ、貸倒引当金

受取手形、売掛金等の債権に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ、賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ、損害賠償引当金

損害賠償金等の発生に備えるため、発生見込額を計上しております。

ニ、環境対策引当金

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分等に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

イ、退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ、小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

イ、完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ、重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップ取引については、特例処

理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。また、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

<ヘッジ手段> <ヘッジ対象>

金利スワップ 借入金

為替予約 外貨建仕入債務及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金融収支改善のため対象債務の範囲内で、また為替変動リスクの低減のため対象債務の範囲内でヘッジを行っております。そのうち、予定取引については、実需原則に基づき為替予約取引を行うものとしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理であるため、また、為替予約取引については、実需の範囲で行っているため、有効性の評価を省略しております。

ロ、消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

ハ、連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

2. 連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「固定資産除却損」は金額の重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	3,614百万円
機械装置及び運搬具	3,201
工具、器具及び備品	374
土地	4,892
合 計	12,083

上記資産に対する債務

短期借入金	338百万円
固定負債・その他	123
合 計	461

2. 有形固定資産の減価償却累計額 29,313百万円

3. 偶発債務
受取手形割引高 117百万円

4. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

(1) 受取手形	307百万円
(2) 支払手形	227
(3) その他(設備支払手形)	71

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 7,944,203株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	317	40	2018年3月31日	2018年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議) (予定)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	317	利益剰余金	40	2019年 3月31日	2019年 6月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資を含む必要資金を銀行等金融機関からの借入により調達しております。また、資金運用については基本的に安全性の高い商品（預金等）に限定しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金は短期及び長期で借入を行っております。一部の長期借入金については、金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。デリバティブ取引は、外貨建ての債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引、及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、リスクヘッジ目的に限り行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（※1）	時 価 （※1）	差 額
(1) 現金及び預金	5,333	5,333	-
(2) 受取手形及び売掛金	8,625	8,625	-
(3) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	299	310	10
② その他有価証券	520	520	-
(4) 支払手形及び買掛金	(4,121)	(4,121)	-
(5) 短期借入金（※2）	(4,121)	(4,121)	-
(6) 長期借入金（※2）	(9,272)	(9,290)	18
(7) デリバティブ取引（※3）	4	4	-

(※1) 負債に計上されているものについては、（）で示しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を、長期借入金に含めて記載しております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっ

ております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金(1年内返済予定の長期借入金を除く)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

固定金利による長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。(変動金利による長期借入金のうち金利スワップを付帯した借入は特例処理の対象とされており(下記(7)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。)一方、変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(6)参照)。為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債務と一体として処理されているため、その時価は、当該債務の時価に含めて記載しております。なお、為替予約取引の時価については、取引先金融機関より提示された価格によっております。

(注) 2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額916百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券②その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、岩手県その他の地域において、賃貸用の商業施設その他の資産(土地を含む)を有しております。2019年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は432百万円(主な賃貸収益は売上に、主な賃貸費用は売上原価、販売費及び一般管理費に計上)であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日 における時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
3,778	△ 143	3,634	4,266

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減価償却費(115百万円)であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。その他の物件については、第三者からの取得時や直近の評価時点から一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当連結会計年度に新規取得したもののについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

4. 沖縄県に保有している土地(連結貸借対照表計上額0百万円)は、市場性が存在せず、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

1,854円70銭

2. 1株当たり当期純利益

287円00銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	15,489	流動負債	11,835
現金及び預金	4,371	支払手形	1,779
受取手形	2,184	買掛金	2,126
売掛金	5,347	短期借入金	3,150
商品及び製品	1,031	1年内返済予定の長期借入金	2,144
仕掛品	1,101	リース債務	7
原材料及び貯蔵品	681	未払費用	638
前払費用	74	未払法人税等	116
関係会社短期貸付金	307	前受り金	193
その他	389	預り金	36
		従業員預り金	62
		賞与引当金	486
		その他	339
			753
固定資産	17,900	固定負債	8,477
有形固定資産	14,278	長期借入金	5,737
建物	3,328	リース債務	13
構築物	484	退職給付引当金	2,424
機械及び装置	3,453	環境対策引当金	19
車両運搬具	1	その他	282
工具、器具及び備品	383		
土地	6,542	負債合計	20,313
リース資産	18		
建設仮勘定	63	純資産の部	
無形固定資産	33	株主資本	13,044
借地権	14	資本金	8,443
ソフトウェア	8		
その他	9	利益剰余金	4,643
		利益準備金	47
投資その他の資産	3,589	その他利益剰余金	4,596
投資有価証券	811	繰越利益剰余金	4,596
関係会社株	1,202		
従業員長期貸付金	22	自己株式	△ 42
関係会社長期貸付金	9		
繰延税金資産	1,102	評価・換算差額等	32
その他	451	その他有価証券評価差額金	29
貸倒引当金	△ 11	繰延ヘッジ損益	2
		純資産合計	13,076
資産合計	33,390	負債純資産合計	33,390

損益計算書（自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		25,506
売 上 原 価		19,910
売 上 総 利 益		5,595
販売費及び一般管理費		3,612
営 業 利 益		1,983
営業外収益		
受 取 利 息	9	
受 取 配 当 金	257	
受 取 地 代 家 賃	34	
損 害 賠 償 引 当 金 戻 入	46	
そ の 他	55	404
営業外費用		
支 払 利 息	150	
休 止 鉱 山 鉱 害 対 策 費 用	88	
固 定 資 産 除 却 損 失	46	
そ の 他	65	351
経 常 利 益		2,036
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	16	16
特 別 損 失		
減 損 損 失	13	13
税引前当期純利益		2,038
法人税、住民税及び事業税		265
法 人 税 等 調 整 額		△ 84
当 期 純 利 益		1,857

株主資本等変動計算書

(自 2018年 4月 1日)
(至 2019年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等				純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差 額	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算 差額等 合計	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計						
当期首残高	8,443	0	0	15	3,087	3,103	△ 41	11,505	71	△ 2	69	11,574
当期変動額												
剰余金の配当					△ 317	△ 317		△ 317				△ 317
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立				31	△ 31	-		-				-
当期純利益					1,857	1,857		1,857				1,857
自己株式の取得							△ 1	△ 1				△ 1
自己株式の処分		△ 0	△ 0		△ 0	△ 0	0	0				0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									△ 42	5	△ 36	△ 36
当期変動額合計	-	△ 0	△ 0	31	1,508	1,540	△ 1	1,539	△ 42	5	△ 36	1,502
当期末残高	8,443	-	-	47	4,596	4,643	△ 42	13,044	29	2	32	13,076

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品……………移動平均法による原価法

（ただし、機械事業に関するものは主として個別原価法。なお貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料・貯蔵品……………移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

ただし、宮古工場触媒再生設備等（建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は除く）は定率法

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物……………20～39年

構 築 物……………8～45年

機械及び装置……………7～12年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

受取手形、売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

- (4) 損害賠償引当金
損害賠償金等の発生に備えるため、発生見込額を計上しております。

(5) 環境対策引当金

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分等に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

5. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。また、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

<ヘッジ手段> <ヘッジ対象>

金利スワップ 借入金

為替予約 外貨建仕入債務及び外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金融取支改善のため対象債務の範囲内、または為替変動リスクの低減のため対象債務の範囲内でヘッジを行っております。そのうち、予定取引については、実需原則に基づき為替予約取引を行うものとしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理であるため、また、為替予約取引については、実需の範囲で行っているため、有効性の評価を省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

2. 損益計算書

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「固定資産除却損」は金額の重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	3,217百万円
構築物	396
機械及び装置	3,199
車両運搬具	1
工具、器具及び備品	374
土地	4,892
合 計	12,083

上記資産に対する債務

1年内返済予定の長期借入金	338百万円
固定負債・その他	123
合 計	461

2. 有形固定資産の減価償却累計額 26,348百万円

3. 偶発債務

保証債務

子会社の金融機関からの借入に対する保証債務

理盛精密科技股份有限公司 2,098百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

(1) 短期金銭債権	534百万円
(2) 短期金銭債務	624
(3) 長期金銭債務	2

5. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が事業年度末残高に含まれております。

(1) 受取手形	315百万円
(2) 支払手形	180
(3) その他(設備支払手形)	71

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引

営業取引

(1) 売上高	909百万円
(2) 仕入高	1,736

営業取引以外の取引高 233百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数 普通株式 18,227株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	104百万円
退職給付引当金	742
販売用不動産評価損	84
減損損失	131
関係会社株式評価損	16
たな卸資産評価損	59
資産除去債務	15
繰越欠損金	1,377
その他	101
繰延税金資産小計	2,633
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 1,218
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 296
評価性引当額小計	△ 1,515
繰延税金資産合計	1,118
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 13
その他	△ 2
繰延税金負債合計	△ 15
繰延税金資産の純額	1,102

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	理盛精密科技股份有限公司	所有直接 97.5%	債務保証等 役員の兼任	債務保証 保証料の受入	2,098 1	— 未収入金	— 0
子会社	ラサスティール株式会社	所有直接 100%	製品の仕入等 役員の兼任	資金の貸付	63	関係会社 短期貸付金	277
				貸付金の回収	70		
				製品の仕入	1,306	支払手形 買掛金	95 460

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 2. 理盛精密科技股份有限公司については、金融機関からの借入について債務保証しており、年率0.05%の保証料を受領しております。
 3. 製品の仕入については、市場価格を勘案して一般的取引と同様に決定しております。
 4. 取引金額には消費税等が含まれておらず、関係会社短期貸付金及び未収入金を除く期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,649円 86銭
 2. 1株当たり当期純利益 234円 38銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

ラサ工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 薬袋 政彦 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 米村 仁志 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ラサ工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラサ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

ラサ工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 薬袋政彦 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 米村仁志 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ラサ工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第151期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第151期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

ラサ工業株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 山 下 裕 二 ㊟

常勤監査役（社外監査役） 後 藤 秀 二 ㊟

監 査 役（社外監査役） 梶 村 政 博 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分につきましては、株主への利益還元を重視しつつも、業績の推移を勘案した将来の設備更新・拡充等、事業展開のための原資である内部留保との調和を総合的に検討し決定することが、株主の安定的・継続的な利益に繋がるものと考え、これを基本方針としております。

第151期の期末配当につきましては、この基本方針に基づき以下のとおりいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金40円とさせていただきますと存じます。
なお、この場合の配当総額は317,039,040円であります。
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月28日とさせていただきますと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、15名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程) <u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(報酬等) <u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約) <u>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) <u>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程) <u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第37条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第33条～第34条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) <u>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>(報酬等) <u>第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第40条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第36条～第38条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（9名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）7名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日等)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>再任</p> <p>しょう じ たか ひで 庄 司 宇 秀 (1949年2月12日生)</p> <p>第151期取締役会出席状況 9回/9回</p>	<p>1971年4月 当社入社 1992年7月 当社総務部総務人事課長 1998年7月 当社化成品事業部営業部営業二課長 2000年10月 当社化成品事業部営業部大阪営業所長 2002年4月 当社総務部次長 2003年6月 当社総務部長 2006年6月 当社取締役総務部長 2009年6月 当社常務取締役総務部長 2010年6月 当社常務取締役総務部・機械事業部担当 2011年6月 当社代表取締役社長(現)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 当社代表取締役社長として、経営全般に対する豊富な経験・実績・見識を有していることから、当社取締役会において、重要な業務執行の決定と経営の監督を適切に行うことができると判断し、取締役候補者としております。</p>	37,400株
2	<p>再任</p> <p>さか お こう さく 坂 尾 耕 作 (1958年12月11日生)</p> <p>第151期取締役会出席状況 9回/9回</p>	<p>1983年4月 当社入社 1997年6月 当社化成品事業部大阪工場製造一課長 2006年6月 当社化成品事業部大阪工場長 2010年6月 当社化成品事業部技術・開発担当部長 2011年1月 当社電子材料事業部長兼営業部長 2011年6月 当社取締役電子材料事業部長兼営業部長、RAMM開発センター長、NCRI営業部・研究開発担当 2016年7月 当社取締役電子材料事業部長兼営業部長、NCRI営業部・研究開発担当 2018年10月 当社取締役電子材料事業部長、NCRI営業部・研究開発担当(現)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 当社化成品事業部大阪工場長、同技術・開発担当部長を歴任し、現在は基幹事業の1つである電子材料事業部を統括するとともに研究開発担当も務めるなど、当社の事業ならびに開発に関する豊富な経験・実績・見識を有していることから、これらの経験等を当社取締役会における重要な業務執行の決定と経営の監督に活かすことができると判断し、取締役候補者としております。</p>	9,800株

候補者 番号	氏名 (生年月日等)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	<p>再任</p> <p>なが と まさ のり 永 戸 正 規 (1955年2月8日生)</p> <p>第151期取締役会出席状況 9回/9回</p>	<p>1981年4月 当社入社</p> <p>1996年4月 当社経営企画室主査</p> <p>2005年12月 当社機械事業部羽犬塚工場次長兼総務課長</p> <p>2006年2月 当社機械事業部羽犬塚工場長兼総務課長</p> <p>2009年6月 当社経理部次長</p> <p>2010年5月 当社財務部次長</p> <p>2011年6月 当社取締役財務部長、IR担当</p> <p>2013年6月 当社取締役経理部長、IR担当</p> <p>2016年5月 ラサスティール株式会社代表取締役社長(現)</p> <p>2016年6月 当社代表取締役常務経理部長、IR担当</p> <p>2017年6月 当社代表取締役常務経理部長(現)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>ラサスティール株式会社代表取締役社長</p>	15,200株
		<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>当社において経理部門の責任者を務めるなど、経理財務の豊富な経験・実績・見識を有していることから、これらの経験等を当社取締役会における重要な業務執行の決定と経営の監督に活かすことができると判断し、取締役候補者としております。</p>	
4	<p>再任</p> <p>あん ざい つかさ 安 西 司 (1957年6月13日生)</p> <p>第151期取締役会出席状況 9回/9回</p>	<p>1981年4月 当社入社</p> <p>1995年10月 当社化成部品事業部営業部営業一課長</p> <p>2004年11月 理盛精密科技股份有限公司総経理</p> <p>2008年11月 当社化成部品事業部営業部長</p> <p>2010年6月 当社化成部品事業部長兼営業部長</p> <p>2011年6月 当社取締役化成部品事業部長兼営業部長</p> <p>2013年7月 理盛精密科技股份有限公司董事長(現)</p> <p>2017年4月 当社取締役化成部品事業部長</p> <p>2018年6月 当社常務取締役化成部品事業部担当(現)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>理盛精密科技股份有限公司董事長</p>	7,400株
		<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>当社において長年化成部品事業に携わり、2010年からは事業部長や担当役員として化成部品事業部を統括するなど、当社の基幹事業の1つである化成部品事業に関する豊富な経験・実績・見識を有していることから、これらの経験等を当社取締役会における重要な業務執行の決定と経営の監督に活かすことができると判断し、取締役候補者としております。</p>	
5	<p>再任</p> <p>かつ もと ひろし 勝 本 宏 (1958年1月16日生)</p> <p>第151期取締役会出席状況 9回/9回</p>	<p>1981年4月 当社入社</p> <p>1999年10月 当社土木機械事業部土木機械営業部海外営業課長</p> <p>2003年6月 当社機械事業部土木機械営業部海外営業課長</p> <p>2007年4月 当社機械事業部営業部東京営業所長</p> <p>2008年10月 当社機械事業部営業部長</p> <p>2010年6月 当社機械事業部長兼営業部長</p> <p>2013年6月 当社取締役機械事業部長兼営業部長(現)</p>	5,000株
		<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>当社において長年機械事業に携わり、2010年からは事業部長として機械事業部を統括するなど、当社の基幹事業の1つである機械事業に関する豊富な経験・実績・見識を有していることから、これらの経験等を当社取締役会における重要な業務執行の決定と経営の監督に活かすことができると判断し、取締役候補者としております。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生年月日等)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
6	<p>再任</p> <p>もちづき てつ お 夫 望 月 哲 夫 (1962年2月20日生)</p> <p>第151期取締役会出席状況 9回/9回</p>	<p>1984年4月 株式会社日本興業銀行入行 2000年6月 同行名古屋支店営業第三班副参事役 (班長)</p> <p>2002年4月 株式会社みずほ銀行審査第三部参事役 2004年2月 同行新宿南口支店副支店長 2008年7月 株式会社みずほコーポレート銀行資産監査 部監査主任</p> <p>2011年6月 当社経営企画室長 2013年6月 当社取締役経営企画室長 2014年5月 ラサ見栄株式会社取締役会長(現) 2017年6月 当社取締役経営企画室長、IR担当(現)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 金融機関で培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社 においては経営企画部門を統括し、当社における経営戦略の策 定・推進に適切な見識を有していることから、これらの経験等を 当社取締役会における重要な業務執行の決定と経営の監督に活か すことができると判断し、取締役候補者としております。</p>	6,300株
7	<p>再任</p> <p>なか ゆう じ 路 仲 裕 路 (1958年11月23日生)</p> <p>第151期取締役会出席状況 9回/9回</p>	<p>1981年4月 当社入社 1995年4月 当社総務部総務人事課主査 2002年6月 当社総務部総務課長 2011年6月 当社総務部次長兼総務課長 2015年6月 当社総務部長兼総務課長 2016年6月 当社取締役総務部長(現)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 当社において長年総務部門に携わり、2015年からは総務部長とし て総務部を統括するなど、豊富な経験・実績・見識を有している ことから、これらの経験等を当社取締役会における重要な業務執 行の決定と経営の監督に活かすことができると判断し、取締役候 補者としております。</p>	4,510株

(注) 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日等)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>新任 社外 独立</p> <p>後藤 秀二 (1958年10月4日生)</p> <p>第151期取締役会出席状況 9回/9回</p>	<p>1982年4月 株式会社東海銀行入行 2002年4月 株式会社U F J銀行金山法人営業第二部長 2002年12月 同行四日市法人営業第二部長 2006年1月 株式会社三菱東京U F J銀行豊川支社長 2007年2月 同行松戸支社長 2008年9月 同行監査部業務監査室 席調査役 2011年6月 同行を退職、当社常勤監査役(現)</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 株式会社三菱東京U F J銀行(現・株式会社三菱U F J銀行)で要職を歴任し、特に業務監査部門での豊富な専門知識と経験を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を遂行できると判断し、候補者としております。</p>	1,300株
2	<p>新任 社外 独立</p> <p>齊藤 隆 (1964年6月14日生)</p>	<p>1989年4月 農林中央金庫入庫 2002年7月 同金庫仙台支店業務第三課長 2005年10月 同金庫仙台支店業務第四課長 2005年11月 同金庫J Aバンク指導相談部部长代理 2008年7月 同金庫事務企画部部长代理 2010年7月 同金庫秋田支店副支店長 2012年7月 同金庫システム企画部副部长 2014年7月 同金庫総務部副部长 2017年7月 同金庫総務部主任考査役 2019年4月 同金庫営業企画部参事役(現)</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 農林中央金庫において要職を歴任し、豊富な専門知識と経験を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を遂行できると判断し、候補者としております。</p>	0株

候補者 番号	氏名 (生年月日等)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	<p>新任 社外 独立</p> <p>やま した まさ ゆき 山下 雅之 (1956年12月8日生)</p> <p>第151期取締役会出席状況 8回/9回</p>	<p>1980年4月 朝日生命保険相互会社入社 2010年4月 同社執行役員経営企画統括部門企画担当副統括部門長 2013年4月 同社常務執行役員経営企画統括部門長 2013年6月 当社監査役 2013年7月 朝日生命保険相互会社取締役常務執行役員経営企画統括部門長 2014年6月 当社取締役(現) 2016年4月 朝日生命保険相互会社代表取締役専務執行役員リスク管理統括部・コンプライアンス統括部担当 2018年4月 同社取締役 2018年6月 同社取締役(非常勤) 株式会社インフォテック朝日代表取締役社長(現) 2018年7月 朝日生命保険相互会社取締役を退任 (重要な兼職の状況) 株式会社インフォテック朝日代表取締役社長</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 朝日生命保険相互会社において代表取締役専務執行役員を務めるなど、経営者としての豊富な知識と経験を有していることから、経営陣に対し高い見識に基づく意見表明やコンプライアンスに関する指導監督が期待できることなどより、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、候補者としております。</p>	0株
4	<p>新任 社外 独立</p> <p>なか ざわ のぼる 中澤 登 (1953年10月26日生)</p> <p>第151期取締役会出席状況 5回/6回</p>	<p>1976年4月 当社入社 1983年4月 当社を退職、コープケミカル株式会社入社 2001年6月 同社新潟工場長 2005年6月 同社取締役総合企画部長 2012年6月 同社常務取締役 2015年10月 片倉コープアグリ株式会社代表取締役専務執行役員 総務本部・筑波総合研究所・東北支店・関越支店管掌 2018年6月 同社代表取締役専務執行役員を退任 当社取締役(現)</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 片倉コープアグリ株式会社において代表取締役専務執行役員を務め、同社における化成事業等の豊富な知識と経験を活かした、客観的な立場からの専門的な助言などが期待できることから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、候補者としております。</p>	0株

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各監査等委員である取締役候補者は社外取締役候補者であります。なお、当社は山下雅之氏、中澤登氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、後藤秀二氏、齊藤隆氏の選任が承認された場合には、当社は両氏を新たに独立役員として届け出る予定です。

- (注) 3. 後藤秀二氏は、現在当社の特定関係事業者（子会社）であるラサスティール株式会社
の監査役であります。
4. 齊藤隆氏は2019年6月26日をもって、農林中央金庫を退職予定であります。
5. 山下雅之氏および中澤登氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社社外取締役
就任期間は、本総会終結の時をもって、山下雅之氏は5年、中澤登氏は1年と
なります。なお、山下雅之氏は当社社外取締役就任前1年間において当社社外監
査役でありました。また、後藤秀二氏は、現在、当社の社外監査役であり、当
社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
6. 後藤秀二氏は社外監査役として、山下雅之氏、中澤登氏は社外取締役として、
それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責
任を限定する契約を当社との間で締結しており、当該契約に基づく責任限度額
は、法令が規定する最低責任限度額としております。第2号議案「定款一部変更
の件」および本議案が原案どおり承認された場合、山下雅之氏、中澤登氏は当
社との間で本契約を継続するとともに、後藤秀二氏および齊藤隆氏は社外取締
役として同様の責任限定契約を当社との間で締結する予定であります。
7. 後藤秀二氏が過去に勤務していた株式会社三菱東京UFJ銀行（現・株式会社
三菱UFJ銀行）との間には、金銭借入の取引関係がありますが、同社の貸付
金残高に占める当社および連結子会社向け貸付金残高は、同社事業年度末
（2019年3月31日現在）において1%未満であること、当社における同社に対する
売上は当連結会計年度において発生していないことより、社外取締役の独立性
に影響を及ぼすような重要性はありません。
8. 齊藤隆氏が現在勤務している農林中央金庫との間には、金銭借入の取引関係が
ありますが、同金庫の貸付金残高に占める当社および連結子会社向け貸付金残
高は、同金庫事業年度末（2019年3月31日現在）において1%未満であること、
当社における同金庫に対する売上は当連結会計年度において発生していないこ
とより、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
9. 山下雅之氏が過去に取締役を務めていた朝日生命保険相互会社との間には、金
銭借入および団体生命保険契約等の取引関係がありますが、同社連結会計年度
に占める当社向け貸付金残高は、同社事業年度末（2019年3月31日現在）にお
いて1%未満であること、同社の保険料収入に占める当社からの保険料収入は、
同社事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）において1%未満である
こと、当社における同社に対する売上は当連結会計年度において発生していな
いことより、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
10. 中澤登氏が過去に取締役を務めていた片倉コープアグリ株式会社との間には、
化学工業薬品の売買等の取引関係がありますが、同社連結会計年度（2018年4
月1日から2019年3月31日まで）における当社および連結子会社に対する売上高
は同社連結売上高の2.37%であること、および当社の当連結会計年度における
同社に対する売上高は、当社連結売上高の1%未満であることより、社外取締
役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
11. 当社は2016年2月にポリ塩化アルミニウムの取引に関して、公正取引委員会から
独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。これ
らの違反行為は既に終了しておりますが、後藤秀二氏は、平素より再発防止策
を含む、法令遵守をより一層徹底するための体制の構築および活動の推進等に
ついて意見を表明しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、1990年6月28日開催の第122期定時株主総会において、年額15,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認頂いておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を、将来社外取締役を選任する場合に備えて、年額16,000万円以内（うち社外取締役分は1,000万円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は7名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額5,000万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。なお、これは現在の監査役の報酬の額と同額であります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上

株主総会会場案内



ラサ工業株式会社 会議室

〒104-0031

東京都中央区京橋一丁目1番1号

八重洲ダイビル9階

TEL 03-3278-3801

JR東京駅

八重洲中央口より徒歩5分

地下鉄銀座線京橋駅

7番出口より徒歩5分

地下鉄銀座線日本橋駅

B1出口より徒歩7分

八重洲地下街よりお越しの場合は、
「八重洲地下2番通り」25番出口が
八重洲ダイビルに直通となっております。